



市章

大和高田市公報



市の木：さざんか

目次

規則

- 大和高田市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則(市民課)..... 3

訓令

- 大和高田市立病院将来のあり方検討業務委託事業者選定プロポーザル審査委員会設置要綱(市立病院総務課)..... 15
- 令和元年度大和高田市保育所及びこども園給食調理業務委託事業者選定プロポーザル審査委員会設置要綱(保育課)..... 16

告示

- 大和高田市老人保護措置費支弁要綱の一部を改正する告示(社会福祉課)..... 17
- 大和高田市地域包括ケア会議設置要綱の一部を改正する告示(地域包括支援課)..... 18
- 放置自転車等の移動、保管(生活安全課)..... 19
- 公示送達(保険医療課)..... 20
- 引取りのない自転車等の処分(生活安全課)..... 20
- 公示送達(収納対策室)..... 21
- 公示送達(//)..... 21
- 公示送達(//)..... 21
- 公示送達(//)..... 22
- 大和高田市プレミアム付商品券事業実施要綱の一部を改正する告示(産業振興課)..... 22
- 12月市議会定例会の招集(財政課)..... 22
- 住民票の職権消除(市民課)..... 23
- 放置自転車等の移動、保管(生活安全課)..... 23

公告

- 高田商業高等学校消防設備改修工事に関する条件付き一般競争入札公告(契約監理室)..... 24
- 大和高田市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査集計分析業務委託に関する条件付き一般競争入札公告(//)..... 27
- 大和高田市立保育所及びこども園給食調理業務の委託事業者の候補者選定を公募型プロポーザル方式で行う公告(保育課)..... 29
- 農用地利用集積計画の縦覧(産業振興課)..... 30
- 病院情報システム用ノートパソコン購入に関する条件付き一般競争入札公告(再度公告)(市立病院医事課)..... 30
- 病院情報システム用デスクトップパソコン購入に関する条件付き一般競争入札公告(再度公告)(//)..... 33
- 大和高田市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査業務委託に関する条件付き一般競争入札公告(再度)(契約監理室)..... 35
- 災害用備蓄毛布クリーニング及び真空パック業務委託に関する条件付き一般競争入札公告(//)..... 38
- 根成柿地内排水路整備工事に関する条件付き一般競争入札公告(//)..... 40

○築山・池田地内排水路改良工事に関する条件付き一般競争入札公告(〃)	43
○領家地内側溝維持工事に関する条件付き一般競争入札公告(〃)	46
○根成柿地内道肩改良工事に関する条件付き一般競争入札公告(〃)	48
○令和元年度大和高田市職員採用試験の実施に関する公告(人事課)	51
○市営住宅の入居者の公募(営繕住宅課)	55
教育委員会	
○教育委員会11月定例委員会の招集(教育総務課)	58
選挙管理委員会	
○選挙管理委員会の招集(選挙管理委員会)	58
○選挙管理委員会の招集(〃)	59
農業委員会	
○農業委員会11月定例委員会の招集(農業委員会)	59
公営事業	
○指定給水装置工事事業者の指定(水道総務課)	59
○指定給水装置工事事業者の指定(〃)	60
○高6枝南陽町地内管渠工事(15)・給配水管移設工事(G15)(水道工務課)	60
○高6枝中三倉堂2丁目地内管渠工事(58)・給配水管移設工事(G58)(〃)	62
原稿誤り	
○令和元年10月10日付け大和高田市公報第369号正誤	65

規 則**規則第14号**

大和高田市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年10月31日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則

大和高田市印鑑条例施行規則(昭和57年規則第22号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「次の各号に掲げるいずれかの方法により、当該各号に掲げるすべてのものの提示又は提出」を「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法」に改め、同条各号を次のように改める。

(1) 登録申請者本人が持参した場合 登録申請者に係る本人確認書類(別表第1又は別表第3に掲げる書類のうちいずれか1種類又は別表第2に掲げる書類のうちいずれか2種類)の提示又は提出

(2) 代理人が持参した場合 次のア及びイに掲げる方法

ア 印鑑登録証の受領を委任する旨を証する文書(登録申請者が署名し、登録を受けようとする印鑑の押印がされたもの)の提出

イ 登録申請者及び代理人に係る本人確認書類(別表第1又は別表第3に掲げる書類のうちいずれか1種類又は別表第2に掲げる書類のうちいずれか2種類)の提示又は提出

第4条第2項中「次の各号のいずれかに該当するものの提示又は提出」を「別表第3に掲げる書類のうちいずれか1種類のものの提示又は提出」に改め、同条各号を削る。

第7条中「第5号又は第6号」を「第6号又は第7号」に改める。

第10条中第12号を第14号とし、第11号を第13号とし、第10号を第11号とし、同号の次に次の1号を加える。

(12) 印鑑登録証明書(様式第8号の2)

第10条中第9号を第10号とし、第5号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 印鑑登録原票(様式第4号の2)

附則の次に別表として次の3表を加える。

別表第1(第4条関係)

書類の種類
健康保険被保険者証
介護保険被保険者証
生活保護受給者証
年金手帳
恩給証書
社員証(顔写真付きのもの)
公立学校の学生証(顔写真付きのもの又は顔写真のないもの)
公立学校以外の学生証(顔写真付きのもの)
官公署が発行した資格証明書
その他これらに準ずる書類として市長が適当と認めるもの

別表第2(第4条関係)

書類の種類
税金もしくは公共料金の領収書
預金通帳
キャッシュカード
クレジットカード
診察券
社員証(顔写真のないもの)
公立学校以外の学生証(顔写真のないもの)
本人宛の郵便物(消印のあるもの)
その他これらに準ずる書類として市長が適当と認めるもの

別表第3(第4条関係)

書類の種類
個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。)
在留カード
特別永住者証明書
運転免許証
運転経歴証明書(平成24年4月1日以降発行のものに限る。)
旅券
船員手帳
海技免状
猟銃・空気銃所持許可証
教習資格認定証
戦傷病者手帳
宅地建物取引士証
電気工事士免状
特殊電気工事資格者認定証
耐空検査員の証
航空従事者証明書
運航管理者技能検定合格証明書
動力車操縦者運転免許証
無線従事者免許証
障害者手帳(顔写真付きのもの)
公立学校の学生証(顔写真付きのもの)
官公署がその職員に対して発行した身分証明書(顔写真付きのもの)
その他これらに準ずる書類として市長が相当と認めるもの

様式第1号から様式第4号を次のように改める。

様式第1号(第10条関係)

印鑑登録

(印鑑登録申請書)

(あて先) 大和高田市長

年	月	日		
登録する印鑑	住 所 大和高田市		番 号	
			番地	
	氏 名			
	生年月日	年	月	日

上記のとおり印鑑の登録を申請します。

申請人	<input type="checkbox"/> 本人	氏 名		印
	<input type="checkbox"/> 代理人	住 所		
		氏 名		印

- (注) 1. 太線枠の中だけ記入してください。
 2. 代理人による申請は、委任の旨を証する書面が必要です。
 3. この申請書により受付後、郵便等で本人に照会し、確認の上登録になります。
 4. 即日登録を完了するには、別に定める本人であることを証明する書類(官公署が発行した顔写真つきのもの)が必要です。

確認方法	番 号	免許・旅券			登録証受領印
<input type="checkbox"/> 照 会 書		照 会 年 月 日			
<input type="checkbox"/> 保 証 書		登 録 年 月 日			
<input type="checkbox"/> 免 許 証		登 録 番 号			
<input type="checkbox"/> 証 明 書		備 考		照会番号	新 ・ 再
<input type="checkbox"/> 許 可 証					

受 付	照 会	登 録	交 付

様式第2号(第10条関係)

年 月 日

様

大和高田市長

登録年 月 日

登録番号

印鑑登録照会書

年 月 日にあなたの印鑑登録申請を受け付けましたが、あなたの意思により申請されたものに相違がなければ、以下の回答書に直筆で署名し、申請された印鑑を押印して年 月 日までにこの書面と本人確認書類及び申請の印鑑をあなたご自身が持参してください。

(ご注意)

- * 回答書を郵送されたり回答期限までに回答書の持参がないときは、登録申請がなかったものとして取り扱います。
- * 印鑑登録証の受取をやむを得ず代理人に委任するときは、下記の委任状に必要事項を記入の上、回答書と本人確認書類(本人及び代理人両方の書類)、本人の登録する印鑑、代理人の認印(印肉を使う印)を代理人の方が持参してください。

(注) 本人確認書類とは

運転免許証、パスポート、個人番号カード、健康保険証、年金証書、身体障害者手帳、介護保険被保険者証などです。

印鑑登録回答書

照会のありました印鑑登録の申請については、私の意思によるものに相違ありません。

大和高田市長 様 年 月 日

住所 大和高田市 _____

(本人) 氏名 _____

生年月日 _____ 年 月 日

申請した印鑑

委任状

私(本人)は、次の者を代理人として、回答書の持参及び印鑑登録証の受領を委任したので届けます。

住所 _____

(代理人) 氏名 _____

生年月日 _____ 年 月 日

様式第3号(第10条関係)

保 証 書

住 所	大和高田市 番 号 番地
氏 名	
生年月日	年 月 日

上記の者は、印鑑登録申請人本人に相違ないことを保証します。

年 月 日

(あて先) 大和高田市長

保 証 人	住 所	大和高田市 番 号 番地	保証人の登録印鑑			
	氏 名	続柄 ()	登 録 番 号			
	生年月日	年 月 日				

- (注) 1. 保証人は、本市において既に印鑑の登録を受けている方に限ります。
 2. 保証人は、登録している印鑑を押印してください。

様式第4号(第10条関係)

印鑑登録番号

印鑑登録原票

印影	氏名	氏名		住所
		旧	氏	
生年月日		性別		

登録年月日	抹消年月日	抹消事由
-------	-------	------

備考

様式第4号の次に次の1様式を加える。

様式第4号の2(第10条関係)

印鑑登録番号

印鑑登録原票

印影	氏名		
	旧氏		
	生年月日	性別	
	住所		
	氏名のカタカナ表記		

登録年月日	抹消年月日	抹消事由

備考

様式第6号から様式第8号を次のように改める。

様式第6号(第10条関係)

印鑑登録証引換交付申請書
 印鑑登録証再交付申請書
 印鑑登録証亡失届書
 印鑑登録廃止申請書

年 月 日

(あて先) 大和高田市長

次のとおり 印鑑登録証の引換交付
印鑑登録証の再交付
印鑑登録証の亡失
印鑑登録の廃止 を申請(届出)します。

登 録 者	住 所	大和高田市		番 番地	号
	氏 名				登 録 番 号
	生年月日	年 月 日			
廃 止 申 請 亡失届出理由	<input type="checkbox"/> 紛失(印鑑・カード) <input type="checkbox"/> 盗難 <input type="checkbox"/> 焼失 <input type="checkbox"/> 汚損 <input type="checkbox"/> き損(登録番号が確認できない) <input type="checkbox"/> 不用 <input type="checkbox"/> 引換交付(旧カードと新カードとの交換)				

申 請 人	<input type="checkbox"/> 本人	氏 名	印		
	<input type="checkbox"/> 代理人	住 所			
氏 名		印			

(注)

1. 太線枠の中を正しく記入してください。
2. 印鑑登録証を添えて(引換交付・廃止届の場合)申請してください。
3. 代理人により申請(届出)するときは、委任の旨を証する書面が必要です。
4. 印鑑登録証明書を必要とする場合には、新たに印鑑登録申請の手続きをしてください。(引換交付の場合を除く。)

受付	処理	確認	新 登 録 番 号	受 領 印

様式第7号(第10条関係)

印鑑登録

(印鑑登録証明書交付申請書)

年 月 日

(あて先) 大和高田市長

次の者の印鑑登録証明書 通 の交付を申請します。

登 録 者	登 録 番 号								
	住 所								
	大和高田市								
	番 号								
	氏 名								
	生 年 月 日						年	月	日

申 請 人	<input type="checkbox"/> 本 人	代理人の場合は、下に住所・氏名を書いてください。							
	<input type="checkbox"/> 代理人	住 所							
		署 名							

- (注) 1. 太線枠の中(住所、氏名、生年月日)を正確に記入してください。
 少しでも誤りがある場合は交付できません。
2. **印鑑登録証(カード)を必ず添えて**申請してください。
 提出のない場合は、本人であっても交付できません。代理人の場合も同様です。
3. 登録印鑑、委任状等は必要ありません。

受 付	作 成	交 付

様式第8号(第10条関係)

印鑑登録原票

印影	氏名			
	旧	氏		
生年月日		性別		
住	所			

本書は、印鑑登録原票に登録されている印影の写しであることを証明します。

年 月 日

大和高田市長

様式第8号の次に次の1様式を加える。

印鑑登録原票

様式第8号の2(第10条関係)

印影	氏名		
		旧氏	
		生年月日	性別
		住所	
		氏名のカタカナ表記	

本書は、印鑑登録原票に登録されている印影の写しであることを証明します。

年 月 日

大和高田市長

附 則
(施行期日)

- 1 この規則は、令和元年11月5日から施行する。

(経過措置)

- 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年法律第28号)第20条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた住民基本台帳カード(本人の顔写真が貼付されているものに限る。)については、この規則による改正後の大和高田市印鑑条例施行規則別表第3の規定にかかわらず、令和7年12月28日までの間に限り、条例第5条第1項ただし書の規定による登録申請者が本人であることの確認を行うための書類とみなす。
- 3 この規則の施行の際、改正前の大和高田市印鑑条例施行規則の様式により作成されている用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。
- 4 この規則の施行の際現に改正前の大和高田市印鑑条例施行規則様式第3号による保証書及び改正前の大和高田市印鑑条例施行規則様式第8号による印鑑登録証明書は、改正後の大和高田市印鑑条例施行規則様式第3号による保証書及び改正後の大和高田市印鑑条例施行規則様式第8号による印鑑登録証明書とみなす。

訓 令**訓令第7号**

大和高田市立病院将来のあり方検討業務委託事業者選定プロポーザル審査委員会設置要綱を次のように定める。

令和元年10月25日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市立病院将来のあり方検討業務委託事業者選定プロポーザル審査委員会設置要綱

(設置)

第1条 大和高田市立病院将来のあり方検討業務委託に係る受託候補者(以下「受託候補者」という。)の選定を公募型プロポーザル方式により厳正かつ公平に行うため、大和高田市立病院将来のあり方検討業務委託事業者選定プロポーザル審査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 事業者の応募資格に関する事項
- (2) 募集要項及び業務仕様書に関する事項
- (3) 事業者の提案書、プレゼンテーション等の内容の総合評価に関する事項
- (4) 前各号に掲げるもののほか、受託候補者の選定に関し市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員8人以内をもって組織する。

- 2 委員長は、市立病院長をもってこれに充てる。
- 3 副委員長は、市立病院事務局長をもってこれに充てる。
- 4 委員は、次に掲げる者とする。
 - (1) 市立病院副院長 1名
 - (2) 市立病院診療局長
 - (3) 市立病院看護局長
 - (4) 市立病院技術局長
 - (5) 市立病院事務局総務課長

- (6) 市立病院事務局管理課長
 - (7) 市立病院事務局医事課長
 - (8) 財務部財政課長
- (委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の3分の2以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を徴し、又は必要な資料の提出を求めることができる。
- 5 会議は、非公開とする。

(中立の保持)

第6条 委員は、特定の事業者に対し、利益又は不利益を与える行為をしてはならない。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、市立病院事務局総務課において処理する。

(委任)

第8条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

(施行期日)

- 1 この訓令は、告示の日から施行する。

(この訓令の失効)

- 2 この訓令は、令和2年3月31日限り、その効力を失う。

訓令第8号

令和元年度大和高田市保育所及び子ども園給食調理業務委託事業者選定プロポーザル審査委員会設置要綱を次のように定める。

令和元年10月29日

大和高田市長 堀内 大造

令和元年度大和高田市保育所及び子ども園給食調理業務委託事業者選定プロポーザル審査委員会設置要綱

(設置)

第1条 令和元年度大和高田市保育所及び子ども園給食調理業務委託に係る受託候補者（以下「受託候補者」という。）の選定をプロポーザル方式により厳正かつ公平に行うため、令和元年度大和高田市保育所及び子ども園給食調理業務委託事業者選定プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 実施要領の審議及び策定に関する事項
- (2) 審査基準及び審査方法に関する事項
- (3) 提案書、プレゼンテーション等の内容の総合評価に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、受託候補者の選定に関し市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 福祉部長
- (2) 財政部財政課長
- (3) 福祉部児童福祉課長
- (4) 大和高田市園長会代表
- (5) 大和高田市保育所長会代表
- (6) 大和高田市保育給食会議代表

2 前項の委員のほか、委員長が必要と認めるときは、同項各号に掲げる委員以外の者を委員とすることができる。

3 委員長は、福祉部長をもって充てる。

4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

5 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の3分の2以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴取し、又は必要な資料の提出を求めることができる。

5 会議は、非公開とする。

(中立の保持)

第5条 委員は、プロポーザルに参加している特定の事業者に対して、利益又は不利益を与える行為をしてはならない。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、福祉部保育課において処理する。

(委任)

第7条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、告示の日から施行する。

(この訓令の失効)

2 この訓令は、令和2年3月31日限り、その効力を失う。

告 示**告示第96号**

大和高田市老人保護措置費支弁要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和元年10月30日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市老人保護措置費支弁要綱の一部を改正する告示
大和高田市老人保護措置費支弁要綱（平成18年告示第102号）の一部を次のように改正する。
別表第1を次のように改める。

別表第1(第3条関係)

人件費、管理費別養護老人ホーム一般事務費基準額(月額)

(1) 養護老人ホーム(特定施設入居者生活介護の指定を受けている場合(基本分))

入所者数	事務費	内訳	
		人件費	管理費
20人以下	138,600円	128,100円	10,500円
21人以上30人以下	92,700円	85,400円	7,300円
31人以上40人以下	85,100円	78,700円	6,400円
41人以上50人以下	79,400円	73,600円	5,800円
51人以上60人以下	66,900円	62,000円	4,900円

(注) 入所者数は、前年度の施設の入所者又は一般入所者(養護老人ホームの設置及び運営に関する基準(昭和41年厚生省令第19号)第12条第1項第4号イに規定する一般入所者をいう。以下同じ。)を合計した数の平均値とする。ただし、新規設置又は再開の場合は推定数とする。

(1)の2 養護老人ホーム(特定施設入居者生活介護の指定を受けている場合(支援員分))

一般入所者数	事務費	内訳	
		人件費	管理費
20人以下	50,300円	43,400円	6,900円
21人以上30人以下	33,500円	28,900円	4,600円
31人以上40人以下	36,500円	32,500円	4,000円
41人以上50人以下	40,900円	37,200円	3,700円
51人以上60人以下	31,900円	28,800円	3,100円

(注) 一般入所者数は、前年度の平均値とする。

別表第8中「51,640円」を「52,600円」に改める。

附 則

この告示は、告示の日から施行し、改正後の大和高田市老人保護措置費支弁要綱の規定は、令和元年10月1日から適用する。

告示第97号

大和高田市地域包括ケア会議設置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和元年11月5日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市地域包括ケア会議設置要綱の一部を改正する告示

大和高田市地域包括ケア会議設置要綱(平成18年告示第101号)の一部を次のように改正する。

第1条中「保健・医療・福祉サービス及び」を「高齢者の保健、医療及び福祉に係るサービス並び

に」に改める。

第2条中「の所掌事務は、次のとおりと」を「は、次に掲げる事項を所掌」に改め、同条第1号中「を行うこと。」を「に関する事項」に改め、同条第2号及び第3号中「こと。」を「事項」に改め、同条第4号を次のように改める。

(4) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第11条第1項第1号及び第2号の規定による養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム(以下「老人ホーム」という。)への入所措置の要否(老人ホーム入所者の入所継続の要否を含む。)についての審査及び答申に関する事項

第2条第5号中「事務」を「事項」に改める。

第3条第2項中「もの」を「者」に改める。

第5条の見出しを「(会長及び副会長)」に改め、同条第4項中「あるとき」の次に「、又は会長が欠けたとき」を加える。

第6条第1項本文中「する」を「し、議長となる」に改め、同条ただし書中「委員会」を「会議」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

第6条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

第8条中「要綱」を「告示」に、「包括ケア会議に」を「会議に」に改める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

告示第98号

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例(平成5年条例第19号)第9条及び第9条の2第2項の規定により放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

令和元年11月6日

大和高田市長 堀内 大造

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内及び放置禁止区域外の公共の場所に放置されていたため

2 移動年月日、移動対象区域、移動自転車等の数量

(1) 放置禁止区域

移動年月日	近鉄大和高田駅・JR高田駅周辺		近鉄高田市駅周辺		近鉄松塚駅周辺		近鉄浮孔駅周辺		近鉄築山駅周辺	
	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車
令和元年10月2日			1							
令和元年10月8日			1							
令和元年10月11日	1									
令和元年10月16日	3									
令和元年10月17日			1							
令和元年10月23日	3						1			
令和元年10月29日	1									
令和元年10月30日			1							

(2) 放置禁止区域外の公共の場所

移動年月日	場所の区分	地区	自転車	原動機付自転車
令和元年10月7日	道路	大和高田市曙町地内	1	
令和元年10月11日	道路	大和高田市材木町地内	1	

3 保管場所

大和高田市曾大根1丁目高田バイパス高架下
大和高田市高架下自転車保管所

4 引取期間

告示日から60日間。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

5 引取時間

午前9時から正午までと午後1時から午後4時まで

6 引取りのための必要事項

- (1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの(学生証、運転免許証、保険証等)を持参すること。
- (2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。
 - ア 移動費 2,000円
 - イ 保管費 移動日から14日以内は無料。ただし、無料期間を経過した日以降は、大和高田市の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる市の休日を除き、1日当たり50円を徴収する。総額は、1,000円を限度とする。

7 連絡先

大和高田市役所 生活安全課 電話0745-22-1101代表

告示第100号

平成30年度・令和元年度国民健康保険税納税通知書を郵便により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため、送達できないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は保険医療課国保係で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

令和元年11月14日

大和高田市長 堀内 大造

1. この納入通知書の発送年月日

令和元年7月8日

令和元年10月7日

2. 送達を受けるべき者

省略(市役所前掲示場掲示済み)

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに、書類の送達があったものとみなされます。

告示第102号

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例(平成5年条例第19号)第10条第3項の規定により利用者又は所有者からの引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、大和高田市自転車等の安全利用に関する条例施行規則(平成5年規則第33号)第5条の規定により告示します。

令和元年11月18日

大和高田市長 堀内 大造

1. 処分の根拠
移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため
2. 処分対象自転車等の保管場所
大和高田市曾大根1丁目高田バイパス高架下
大和高田市高架下自転車保管所
3. 処分年月日
令和2年2月3日
4. 処分対象自転車等の移動年月日
令和元年8月1日から令和元年8月31日までの間

告示第103号

差押調書を郵便により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため、送達できないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は財務部収納対策室で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

令和元年11月18日

大和高田市長 堀内 大造

- 1 この通知の発送年月日
省略（市役所前掲示場掲示済み）
- 2 送達を受けるべき者
省略（市役所前掲示場掲示済み）

（注）地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

告示第104号

差押調書を郵便により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため、送達できないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は財務部収納対策室で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

令和元年11月18日

大和高田市長 堀内 大造

- 1 この通知の発送年月日
省略（市役所前掲示場掲示済み）
- 2 送達を受けるべき者
省略（市役所前掲示場掲示済み）

（注）地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

告示105号

令和元年度固定資産税第3期の督促状を郵便により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため、送達できないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は財務部収納対策室で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

令和元年11月18日

大和高田市長 堀内 大造

1 この通知の発送年月日

令和元年度固定資産税第3期 令和元年10月28日

2 送達を受けるべき者

省略(市役所前掲示場掲示済み)

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

告示106号

令和元年度国民健康保険税第1期～3期の督促状を郵便により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため、送達できないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は財務部収納対策室で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

令和元年11月18日

大和高田市長 堀内 大造

1 この通知の発送年月日

令和元年度国民健康保険税第1期 令和元年 8月22日

令和元年度国民健康保険税第2期 令和元年 9月25日

令和元年度国民健康保険税第3期 令和元年10月24日

2 送達を受けるべき者

省略(市役所前掲示場掲示済み)

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

告示第107号

大和高田市プレミアム付商品券事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和元年11月29日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市プレミアム付商品券事業実施要綱の一部を改正する告示

大和高田市プレミアム付商品券事業実施要綱(令和元年告示第31号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「令和元年11月30日」を「令和元年12月31日」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、市長が特に必要と認めたときはこの限りでない。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

告示第108号

令和元年12月6日大和高田市議会定例会を本市議事堂に招集する。

令和元年11月29日

大和高田市長 堀内 大造

告示第109号

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第8条及び同法施行令(昭和42年政令第292号)第12条第1項の規定により、次の者を職権により消除したので、同条第4項の規定により告示する。

令和元年11月29日

大和高田市長 堀内 大造

記

- 1. 職権消除日 令和元年11月21日
- 2. 職権消除される者 省略(市役所前掲示場掲示済み)

この決定に不服のあるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に大和高田市長に対して審査請求をすることができる(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなる。)

この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、大和高田市を被告として(訴訟において大和高田市を代表する者は大和高田市長となる。)、処分の取消しの訴えを提起することができる(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。)。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができる。

告示第112号

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例(平成5年条例第19号)第9条及び第9条の2第2項の規定により放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

令和元年12月3日

大和高田市長 堀内 大造

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内及び放置禁止区域外の公共の場所に放置されていたため
- 2 移動年月日、移動対象区域、移動自転車等の数量

(1) 放置禁止区域

移動年月日	近鉄大和高田駅・JR高田駅周辺		近鉄高田市駅周辺		近鉄松塚駅周辺		近鉄浮孔駅周辺		近鉄築山駅周辺	
	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車
令和元年11月8日	4									
令和元年11月25日									1	

(2) 放置禁止区域外の公共の場所

移動年月日	地区	自転車	原動機付自転車
令和元年11月8日	大和高田市田井新町地内	1	
令和元年11月18日	大和高田市大字池田地内	1	

令和元年11月19日	大和高田市大字野口地内	1	
令和元年11月21日	大和高田市大字大谷地内	1	
令和元年11月26日	大和高田市日之出町地内	1	
令和元年11月28日	大和高田市南陽町地内	1	

3 保管場所

大和高田市曾大根1丁目高田バイパス高架下

大和高田市高架下自転車保管所

4 引取期間

告示日から60日間。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

5 引取時間

午前9時から正午までと午後1時から午後4時まで

6 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの(学生証、運転免許証、保険証等)を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費 2,000円

イ 保管費 移動日から14日以内は無料。ただし、無料期間を経過した日以降は、大和高田市の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる市の休日を除き、1日当たり50円を徴収する。総額は、1,000円を限度とする。

7 連絡先

大和高田市役所 生活安全課 電話0745-22-1101代表

公 告

公告第80号

入 札 公 告

次のとおり条件付き一般競争入札(簡易事後審査型)を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

令和元年11月6日

大和高田市長 堀内 大造

1 工事名	高田商業高等学校消防設備改修工事
2 工事場所	大和高田市 材木町 地内(高田商業高等学校)
3 工事期間	契約締結日から令和2年3月13日(金)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。 (1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の電気工事に登録している者であること。 (2) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (3) 甲種消防設備士第4類の有資格者及び第5類の有資格者を配置できる者であること。(同一の者が両方の有資格者を兼ねることが可能。) (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第2

	<p>25号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。(ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。)</p> <p>(6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(7) (4)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
<p>6 競争入札参加資格確認の申請</p>	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとし、様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5(7)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。(申請書に受付印を押印し、その写しをお渡しします。)</p> <p>(4) 受付期間 令和元年11月7日(木)から令和元年11月13日(水)まで。 ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
<p>8 入札説明書(仕様書)の配布</p>	<p>入札説明書(仕様書)の配布は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 配布の期間 令和元年11月7日(木)から令和元年11月13日(水)まで。 ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 配布の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 配布の場所 大和高田市大中100番地1</p>

	大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。(質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。)</p> <p>(1) 受付期限 令和元年11月15日(金)午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 令和元年11月18日(月)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 令和元年11月20日(水)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 令和元年11月21日(木)午前11時</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階 会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
15 落札候補者の決定	<p>落札候補者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において入札を行った者とし、低価を示した者を優先します。</p>
16 事後審査	<p>落札候補者の優先順位により5の(3)に係る確認審査を実施します。</p>

	(1) 審査日時 契約監理室から対象者に対して電話連絡いたします。 (2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室
17 落札者の決定	事後審査の結果、適格者であると判断した者を落札者とします。
18 契約保証金	免除します。
19 最低制限比較価格	¥2,370,000-(消費税等抜き)
20 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
21 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。

公告第81号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

令和元年11月7日

大和高田市長 堀内 大造

1 件名	大和高田市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査集計分析業務委託
2 業務期間	契約締結日から令和2年3月31日まで
3 業務場所	大和高田市全域
4 業務内容	仕様書のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。 (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。(ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。) (3) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。 (4) (1)に該当する者のほか、大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。 (5) 人口5万人以上の自治体において、第7期介護保険事業計画策定業務の受託実績を有する者であること。 (6) 以下のいずれかの資格を認証取得している者であること。 ・プライバシーマーク【JISQ15001】 ・情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)【JISQ27001】
6 競争入札参加資格確認の申請	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり必要書類(以下「申請書等」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。 (1) 様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」

	<p>欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類は、次のとおりとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 一般競争入札参加資格確認申請書(指定様式) ② 暴力団排除に関する誓約書(指定様式) ③ プライバシーマーク【JISQ15001】又は情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)【JISQ27001】の認定取得を証する書類の写し ④ 人口5万人以上の自治体の第7期介護保険事業計画策定業務の契約書の写し ⑤ 履歴事項全部証明書(発行後3ヶ月以内のもの) ⑥ 印鑑証明書(発行後3ヶ月以内のもの) <p>上記⑤、⑥は、大和高田市物品購入等競争入札参加資格者登録名簿又は大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿に登録している者については、提出の必要はありません。</p> <p>(3) 申請書等の提出は、持参又は郵送(「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」に限る。)とします。</p> <p>(4) 受付期間 令和元年11月8日(金)から令和元年11月19日(火)まで。 ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 提出場所 〒635-8511 大和高田市大字大中100番地1 大和高田市役所 別棟1階 環境建設部契約監理室</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の受領後速やかに行うものとし、その結果は、随時、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 提出期限の翌日から3日以内。</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
<p>8 入札説明書(仕様書)についての質疑応答</p>	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。(質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。)</p> <p>(1) 受付期限 令和元年11月27日(水)午後5時15分まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 令和元年11月28日(木)午後5時15分まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
<p>9 入札書の提出方法</p>	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 令和元年12月2日(月)まで。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p>

	<p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
10 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を除く見積金額を記載してください。
11 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
12 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 令和元年12月3日(火) 午前10時</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所 別棟2階 会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
13 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
14 落札者の決定等	落札者は、各業務の予定価格の制限の範囲内で、合計金額の最低価格をもって入札を行った者とします。
15 契約保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
16 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p> <p>(3) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。</p>

公告第82号

大和高田市立保育所及び子ども園給食調理業務の委託事業者の候補者選定を公募型プロポーザル方式で行いますので公告します。

令和元年11月12日

大和高田市長 堀内 大造

1 業務概要

(1) 事業名

大和高田市立保育所及びこども園給食調理業務委託

(2) 履行施設

- ・高田こども園及び土庫こども園
- ・天満保育所及び磐園保育所

(3) 委託の内容

「保育所及びこども園給食調理業務委託仕様書」のとおり

(4) 委託期間

令和2年4月1日から令和5年3月31日までの3年間

(5) 委託料の上限額(3年度分合計)

- ・高田こども園及び土庫こども園の給食調理業務を一括した金額
¥70,290,000円(消費税及び地方消費税を含む。)
- ・天満保育所及び磐園保育所の給食調理業務を一括した金額
¥60,192,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

2 参加資格

公募型プロポーザルに参加する資格を有する者は、「大和高田市立保育所及びこども園給食調理業務委託プロポーザル実施要領」(以下「実施要領」という。)の6 参加資格要件に掲げる要件を全て満たす者であること。

3 参加申請書の提出期限

令和元年12月4日(水) 17時

4 その他

実施要領による。

5 担当課

〒635-8511 奈良県大和高田市大字大中100番地1
大和高田市役所 福祉部 保育課
電話：0745-22-1101 FAX：0745-23-0415

公告第83号

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

なお、その関係書類を本市市民部産業振興課に備え置いて縦覧に供する。

令和元年11月12日

大和高田市長 堀内 大造

公告第84号

入札公告(再度公告)

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

令和元年11月20日

大和高田市長 堀内 大造

1 件名	病院情報システム用ノートパソコン購入
2 納入場所	大和高田市立病院

3 納入期限	令和2年3月31日(火)まで
4 業務内容	仕様書のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる全ての要件を満たしているものとします。</p> <p>(1) 大和高田市物品購入等競争入札参加資格者登録名簿の「文具・事務用機器(OA機器、ソフト)又は「役務提供(電算業務)」に登録している者であること。</p> <p>(2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。(ただし、会社更生法の規定による更正計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。)</p> <p>(4) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置、その他国又は県による同様の措置を受けている者でないこと。</p> <p>(5) (2)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり必要書類(以下「申請書等」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 様式については、大和高田市立病院ホームページに掲載(ダウンロード可能)しています。</p> <p>(2) 必要書類は、次のとおりとします。</p> <p>① 一般競争入札参加資格確認申請書(指定様式)</p> <p>② 暴力団排除に関する契約書(指定様式)</p> <p>(3) 申請書等の提出は、持参又は郵送(「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」に限る。)とします。</p> <p>(4) 受付期間 令和元年11月20日(水)から令和元年11月26日(火)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 提出場所 〒635-8501 大和高田市礪野北町1番1号 大和高田市立病院 医事課情報システム係</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 提出期限の翌日から3日以内。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通</p>

	<p>知書を送付します。</p>
8 入札説明書(仕様書)等の配布	<p>入札説明書(仕様書)等の配布は、次のとおり行います。 仕様書等の必要書類は、大和高田市立病院ホームページへ掲載する。 本入札への参加を希望される事業者は、同ホームページ「新着情報・トピックス」欄から必要書類をダウンロードし、取得すること。(ホームページアドレス http://ym-hp.yamatotakada.nara.jp)</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、大和高田市立病院ホームページに掲載の質疑応答票によりFAX又はメールで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期限 令和元年11月28日(木)午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市立病院 医事課情報システム係 FAX 0745-53-2908 Mail iji@ym-hp.yamatotakada.nara.jp</p> <p>(3) 回答期限 令和元年12月3日(火)午後5時15分まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 令和元年12月9日(月)まで。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 市立病院医事課</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を除く見積金額を記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 令和元年12月10日(火)午後2時</p> <p>(2) 場所 大和高田市立病院 西館2階 第3研究室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、大和高田市立病院医事課において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市立病院ホームページで公表します。</p>

14 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札者の決定等	落札者は、予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
16 契約保証金	免除します。
17 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。

公告第85号

入札公告(再度公告)

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

令和元年11月20日

大和高田市長 堀内 大造

1 件名	病院情報システム用デスクトップパソコン購入
2 納入場所	大和高田市立病院
3 納入期限	令和2年3月31日(火)まで
4 業務内容	仕様書のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる全ての要件を満たしているものとします。 (1) 大和高田市物品購入等競争入札参加資格者登録名簿の「文具・事務用機器(OA機器、ソフト)又は「役務提供(電算業務)」に登録している者であること。 (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。(ただし、会社更生法の規定による更正計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。) (4) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置、その他国又は県による同様の措置を受けている者でないこと。 (5) (2)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。
6 競争入札参加資格の申請	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり必要書類(以下「申請書等」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。

	<p>(1) 様式については、大和高田市立病院ホームページに掲載(ダウンロード可能)しています。</p> <p>(2) 必要書類は、次のとおりとします。</p> <p>① 一般競争入札参加資格確認申請書(指定様式)</p> <p>② 暴力団排除に関する契約書(指定様式)</p> <p>(3) 申請書等の提出は、持参又は郵送(「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」に限る。)とします。</p> <p>(4) 受付期間 令和元年11月20日(水)から令和元年11月26日(火)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 提出場所 〒635-8501 大和高田市磯野北町1番1号 大和高田市立病院 医事課情報システム係</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 提出期限の翌日から3日以内。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
<p>8 入札説明書(仕様書)等の配布</p>	<p>入札説明書(仕様書)等の配布は、次のとおり行います。 仕様書等の必要書類は、大和高田市立病院ホームページへ掲載する。 本入札への参加を希望される事業者は、同ホームページ「新着情報・トピックス」欄から必要書類をダウンロードし、取得すること。(ホームページアドレス http://ym-hp.yamatotakada.nara.jp)</p>
<p>9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答</p>	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、大和高田市立病院ホームページに掲載の質疑応答票によりFAX又はメールで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期限 令和元年11月28日(木)午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市立病院 医事課情報システム係 FAX 0745-53-2908 Mail iji@ym-hp.yamatotakada.nara.jp</p> <p>(3) 回答期限 令和元年12月3日(火)午後5時15分まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
<p>10 入札書の提出方法</p>	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 令和元年12月9日(月)まで。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局</p>

	<p>留 大和高田市 市立病院医事課 (3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
1 1 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を除く見積金額を記載してください。</p>
1 2 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
1 3 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 令和元年12月10日(火)午後2時30分 (2) 場所 大和高田市立病院 西館2階 第3研究室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、大和高田市立病院医事課において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市立病院ホームページで公表します。</p>
1 4 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
1 5 落札者の決定等	<p>落札者は、予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。</p>
1 6 契約保証金	<p>免除します。</p>
1 7 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。</p>

公告第86号

入札公告(再度)

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

令和元年11月22日

大和高田市長 堀内 大造

1 件名	大和高田市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査業務委託
2 業務期間	契約締結日から令和2年3月31日まで
3 業務場所	大和高田市全域
4 業務内容	仕様書のとおり

<p>5 入札参加資格要件</p>	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。</p> <p>(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。(ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。)</p> <p>(3) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(4) (1)に該当する者のほか、大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p> <p>(5) 人口3万人以上の自治体において、介護予防・日常生活域ニーズ調査業務又は介護保険事業計画策定業務の受託実績を有する者であること。</p> <p>(6) 以下のいずれかの資格を認証取得している者であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プライバシーマーク【JISQ15001】 ・情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)【JISQ27001】
<p>6 競争入札参加資格確認の申請</p>	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり必要書類(以下「申請書等」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類は、次のとおりとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 一般競争入札参加資格確認申請書(指定様式) ② 暴力団排除に関する誓約書(指定様式) ③ プライバシーマーク【JISQ15001】又は情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)【JISQ27001】の認定取得を証する書類の写し ④ 人口3万人以上の自治体の介護予防・日常生活域ニーズ調査業務又は介護保険事業計画策定業務の契約書の写し ⑤ 履歴事項全部証明書(発行後3ヶ月以内のもの) ⑥ 印鑑証明書(発行後3ヶ月以内のもの) <p>上記⑤、⑥は、大和高田市物品購入等競争入札参加資格者登録名簿又は大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿に登録している者については、提出の必要はありません。</p> <p>(3) 申請書等の提出は、持参又は郵送(「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」に限る。)とします。</p> <p>(4) 受付期間 令和元年11月22日(金)から令和元年12月3日(火)まで。 ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 提出場所 〒635-8511</p>

	<p>大和高田市大字大中100番地1 大和高田市役所 別棟1階 環境建設部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の受領後速やかに行うものとし、その結果は、随時、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 提出期限の翌日から3日以内。</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
8 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。(質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。)</p> <p>(1) 受付期限 令和元年12月11日(水)午後5時15分まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 令和元年12月12日(木)午後5時15分まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
9 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 令和元年12月16日(月)まで。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
10 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を除く見積金額を記載してください。</p>
11 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
12 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 令和元年12月17日(火)午前10時</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所 別棟2階 会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>

13 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
14 落札者の決定等	落札者は、各業務の予定価格の制限の範囲内で、合計金額の最低価格をもって入札を行った者とします。
15 契約保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
16 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。

公告第87号

入 札 公 告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

令和元年11月25日

大和高田市長 堀内 大造

1 件 名	災害用備蓄毛布クリーニング及び真空パック業務委託
2 回収、納品場所	高田中学校・高田西中学校・片塩中学校・総合体育館・大和高田市役所
3 契約期間	令和2年1月10日から令和2年2月15日まで
4 業務内容等	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。 (1) 大和高田市物品購入等競争入札参加資格者登録名簿に登録している者であること。 (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。(ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。) (4) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。 (5) (2)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。

<p>6 競争入札参加資格確認の申請</p>	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり必要書類(以下「申請書等」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類は、次のとおりとします。</p> <p>① 一般競争入札参加資格確認申請書(指定様式)</p> <p>② 暴力団排除に関する誓約書(指定様式)</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付ません。</p> <p>(4) 受付期間 令和元年11月25日(月)から令和元年12月5日(木)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 提出場所 〒635-8511 大和高田市大字大中100番地1 大和高田市役所 別棟1階 環境建設部契約監理室</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
<p>8 入札説明書(仕様書)についての質疑応答</p>	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期限 令和元年12月16日(月)午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 令和元年12月17日(火)午後5時15分まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
<p>9 入札書の提出方法</p>	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 令和元年12月19日(木)まで。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留</p>

	<p>大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法</p> <p>不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
10 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を除く見積金額を記載してください。</p>
11 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
12 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 令和元年12月20日(金) 午前11時00分から</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所 別棟2階 会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表</p> <p>開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
13 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
14 落札者の決定等	<p>落札者は、予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。</p>
15 契約保証金	<p>免除します。</p>
16 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p> <p>(3) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。</p>

公告第88号

入 札 公 告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

令和元年11月25日

大和高田市長 堀内 大造

1 工事名	根成柿地内用排水路整備工事
2 工事場所	大和高田市 根成柿 地内
3 工事期間	契約締結日から令和2年3月17日(火)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。

	<p>(1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の土木一式工事に登録している者であること。</p> <p>(2) 大和高田市格付け等級がD級の者であること。</p> <p>(3) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。(ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。)</p> <p>(6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(7) (4)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p> <p>(8) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中(落札した時点から竣工検査に合格するまで)の者でないこと。</p> <p>(9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。</p>
<p>6 競争入札参加資格確認の申請</p>	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとし、様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5(7)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。(申請書に受付印を押印し、その写しをお渡しします。)</p> <p>(4) 受付期間 令和元年11月26日(火)から令和元年12月2日(月)まで。 ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内。</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p>

	(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。
8 入札説明書(仕様書)の閲覧等	入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。 (1) 閲覧等の期間 令和元年12月26日(火)から令和元年12月4日(水)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。 (2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。 (3) 閲覧等の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。(質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。) (1) 受付期限 令和元年12月12日(木)午後5時まで (2) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053 (3) 回答期限 令和元年12月13日(金)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。
10 入札書の提出方法	入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。 (1) 期限 令和元年12月17日(火)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。 (2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室 (3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
11 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。
12 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
13 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 令和元年12月18日(水)午前9時 (2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階 会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日契約監理室において一般の閲覧に

	供するとともに、大和高田市ホームページで公表します。
14 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
16 契約保証金	大和高田市契約規則第30条の規定に基づき徴収するものとします。
17 最低制限比較価格	¥4,820,000- (消費税等抜き)
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。

公告第89号

入 札 公 告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

令和元年11月25日

大和高田市長 堀内 大造

1 工事名	築山・池田地内排水路改良工事
2 工事場所	大和高田市 築山・池田 地内
3 工事期間	契約締結日から令和2年3月17日(火)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。 (1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の土木一式工事に登録している者であること。 (2) 大和高田市格付け等級がD級の者であること。 (3) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。(ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。) (6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。 (7) (4)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。 (8) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中(落札した時点から竣工検査に合格するまで)の者

	<p>でないこと。 (9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。</p>
<p>6 競争入札参加資格確認の申請</p>	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5(7)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。(申請書に受付印を押印し、その写しをお渡しします。)</p> <p>(4) 受付期間 令和元年11月26日(火)から令和元年12月2日(月)まで。 ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内。</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
<p>8 入札説明書(仕様書)の閲覧等</p>	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 令和元年11月26日(火)から令和元年12月4日(水)まで。 ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
<p>9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答</p>	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。(質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。)</p> <p>(1) 受付期限</p>

	<p>令和元年12月12日(木)午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 令和元年12月13日(金)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 令和元年12月17日(火)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 令和元年12月18日(水)午前9時15分</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階 会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
15 落札者の決定	<p>落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。</p>
16 契約保証金	<p>大和高田市契約規則第30条の規定に基づき徴収するものとします。</p>
17 最低制限比較価格	<p>¥2,560,000-(消費税等抜き)</p>
18 前金払	<p>大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。</p>
19 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p>

(3) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。

公告第90号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

令和元年11月25日

大和高田市長 堀内 大造

1 工事名	領家地内側溝維持工事
2 工事場所	大和高田市 大字池田 地内
3 工事期間	契約締結日から令和2年3月17日(火)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。</p> <p>(1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の土木一式工事に登録している者であること。</p> <p>(2) 大和高田市格付け等級がD級の者であること。</p> <p>(3) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。(ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。)</p> <p>(6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(7) (4)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p> <p>(8) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中(落札した時点から竣工検査に合格するまで)の者でないこと。</p> <p>(9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5(7)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。(申請書に受付印を押印し、その写しをお渡</p>

	<p>しします。)</p> <p>(4) 受付期間 令和元年11月26日(火)から令和元年12月2日(月)まで。 ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内。</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
8 入札説明書(仕様書)の閲覧等	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 令和元年11月26日(火)から令和元年12月4日(水)まで。 ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。(質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。)</p> <p>(1) 受付期限 令和元年12月12日(木)午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 令和元年12月13日(金)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 令和元年12月17日(火)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法</p>

	不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
1 1 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。
1 2 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
1 3 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 令和元年12月18日(水) 午前9時30分 (2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣) 2階 会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、大和高田市ホームページで公表します。
1 4 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
1 5 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
1 6 契約保証金	大和高田市契約規則第30条の規定に基づき徴収するものとします。
1 7 最低制限比較価格	¥2,380,000- (消費税等抜き)
1 8 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
1 9 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。

公告第91号

入 札 公 告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

令和元年11月25日

大和高田市長 堀内 大造

1 工事名	根成柿地内道肩改良工事
2 工事場所	大和高田市 根成柿 地内
3 工事期間	契約締結日から令和2年2月28日(金)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。 (1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の土木一式

	<p>工事に登録している者であること。</p> <p>(2) 大和高田市格付け等級がD又はE級の者であること。</p> <p>(3) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。(ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。)</p> <p>(6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(7) (4)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p> <p>(8) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中(落札した時点から竣工検査に合格するまで)の者でないこと。</p> <p>(9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。</p>
<p>6 競争入札参加資格確認の申請</p>	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5(7)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。(申請書に受付印を押印し、その写しをお渡しします。)</p> <p>(4) 受付期間 令和元年11月26日(火)から令和元年12月2日(月)まで。 ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内。</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知</p>

	参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。
8 入札説明書(仕様書)の閲覧等	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 令和元年12月26日(火)から令和元年12月4日(水)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。(質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。)</p> <p>(1) 受付期限 令和元年12月12日(木)午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 令和元年12月13日(金)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 令和元年12月17日(火)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 令和元年12月18日(水)午前9時45分</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階 会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、大和高田市ホームページで公表します。</p>

14 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなった者のした入札
15 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
16 契約保証金	大和高田市契約規則第30条の規定に基づき徴収するものとします。
17 最低制限比較価格	¥1,800,000-(消費税等抜き)
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。

公告第92号

大和高田市職員採用規程(平成21年訓令第6号)第6条の規定に基づき、令和元年度大和高田市職員採用試験の実施を次のとおり公告する。

令和元年12月1日

大和高田市長 堀内 大造

1. 職種及び試験区分、採用予定人員、受験資格など

職種及び試験区分	採用予定人員	受 験 資 格
情報処理技術職	1人	昭和55年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による高等学校を卒業し、かつ、独立行政法人情報処理推進機構が実施する「応用情報技術者試験」を合格した人で、令和元年12月末時点において、情報処理技術職の職務経験が3年以上ある人
建築技術職	1人	昭和55年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学、短期大学、高等学校の建築専門課程を卒業した人又は令和2年3月卒業見込みの人
土木技術職	2人	昭和55年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学、短期大学、高等学校の土木専門課程(農業土木を含む。)を卒業した人又は令和2年3月卒業見込みの人
機械技術職	1人	昭和55年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学、短期大学、高等学校の機械専門課程を卒業した人又は令和2年3月卒業見込みの人
保育士 幼稚園教諭	5人	昭和55年4月2日以降に生まれた人で、保育士資格及び幼稚園教諭免許の両方を有する人又は令和2年3月末日までに両方取得見込みの人
臨床心理士 又は公認心理師	1人	昭和55年4月2日以降に生まれた人で、公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会が認定する臨床心理士又は公認心理師資格を有する人

診療情報管理士	1人	昭和55年4月2日以降に生まれた人で、診療情報管理士資格を有する人
---------	----	-----------------------------------

- ※1 「大学」には、専修学校の専門課程を卒業した人又は卒業する見込みの人で、高度専門士の称号を取得した人又は令和2年3月31日までに取得する見込みの人（当該受験資格該当課程であることの証明が得られるものに限る。）を含みます。
- ※2 「短期大学」には、専修学校の専門課程を卒業した人又は卒業する見込みの人で、専門士の称号を取得した人又は令和2年3月31日までに取得する見込みの人（当該受験資格該当課程であることの証明が得られるものに限る。）を含みます。
- ※3 高等学校卒業程度認定試験合格者は、高等学校卒業と同等に取り扱います。
- ※4 保育士・幼稚園教諭は、採用後、市立の保育所、幼稚園及び認定こども園のいずれかに配属する予定です。
- ※5 「職務経験年数」とは、民間企業等に勤務、又は、公務員等として同一事業所に1週あたり30時間以上継続勤務していた期間のことをいいます。
 - ① 勤務時間は、就業規則・雇用契約等に規定されている時間で、残業等の時間は含めません。
 - ② 職務経験が複数ある場合は、通算することができます。ただし、育児休業、休職等で休んでいた期間は通算できません。

◎全ての職種において国籍は問いませんが、次のいずれかに該当する人は受験できません。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- (2) 大和高田市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
- (3) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- (4) 日本国籍を有しない人で、在留資格において就職などが制限されている人

2. 試験の日時・場所・試験の対象と種類及び合格発表

区分	第1次試験	第2次試験
日時	令和2年1月19日(日) 午前9時15分集合 (午前8時45分受付開始)	令和2年2月5日(水) (時間は第1次試験合格者に通知)
場所	大和高田市役所 (大和高田市大字大中100番地1)	第1次試験合格者に通知
試験の対象と種類	<ul style="list-style-type: none"> ・全職種 ① 職場適応性検査 ② 教養試験 ・建築技術職、土木技術職、機械技術職、保育士・幼稚園教諭 ③ 専門試験 	<ul style="list-style-type: none"> ・全職種 ① 小論文 ② 個別面接 ・保育士・幼稚園教諭 ③ 実技試験

合格発表	令和2年1月28日(火) 予定 (合否にかかわらず本人に通知します)	令和2年2月中旬～下旬予定 (合否にかかわらず本人に通知します)
------	---------------------------------------	-------------------------------------

- ※ 第1次試験の専門試験を受験される方につきましては、各自昼食のご用意をお願いします。
- ※ 合否については、市のホームページでも確認できます。
- ※ 試験の内容に関する問い合わせについては、一切お答えできません。
- ※ 試験当日、災害等により試験開始時間に変更される場合又は試験が延期される場合は、市のホームページにおいてお知らせします。

3. 受験手続

受験申込手続は、【郵送申込のみ】となります。

1 申込書の交付

職員採用試験申込書は、大和高田市役所3階人事課で交付します。
(市のホームページからもダウンロードできます。)

2 受付期間

受付期間：令和元年12月23日(月)から令和2年1月6日(月)まで
(6日消印有効)

3 提出書類(①から③は全職種とも必要となります。)

① 職員採用試験申込書

② 写真2枚(3カ月以内に撮影した上半身の写真(縦4cm 横3cm)で、1枚は申込書に貼付し、もう1枚は受験票用に同封してください。)

③ 返信用封筒2通(長形3号：23.5cm×12.0cm)

84円切手を貼付し、2通両方とも自宅の郵便番号、住所、宛名を記入してください。

- ※ 第2次試験後、最終合格者には、大和高田市職員採用試験委員会が指定する期日までに、下記の書類の提出を求めます。

① 最終学校卒業(見込)証明書

② 資格証明書・免許証の写し又は取得見込証明書(写し不可)

情報処理技術職、保育士・幼稚園教諭、臨床心理士又は公認心理師、診療情報管理士の受験者は必要となります。

③ 職務経歴年数を証明する在職証明書

情報処理技術職の受験者のみ必要となります。

4 申込方法

提出書類を下記の送付先まで、角形2号(A4サイズ)の封筒の表側に「申込書在中」と朱書きし、必ず「簡易書留」で郵送してください。

5 送付先

〒635-8511

大和高田市大字大中100番地1

大和高田市役所 企画政策部人事課内

「大和高田市職員採用試験委員会」

6 受験票の交付

- ① 受験票は、申込受付期間終了後、提出された返信用封筒により送付します。
- ② 受験票が1月14日を過ぎても届かない場合、必ず人事課までお問い合わせください。
- ③ 試験当日は、受験票を必ず持参してください。

4. 試験結果の開示

試験の結果については、開示請求ができます。電話などによる開示請求はできませんので、受験者本人が、受験票と本人であることを証明する書類（運転免許証等）を持って、直接市役所3階人事課まで来てください。

区分試験	請求できる人	開示内容	開示期間及び開示場所
第1次試験 第2次試験	不合格者 (本人に限る。)	総合得点 総合順位	不合格通知の日から起算して2週間 大和高田市役所3階人事課

※ 開示時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時までです。

5. 合格から採用まで

- (1) 最終合格者は採用候補者名簿に登載し、次の区分により採用します。
 - ① 採用予定者 令和2年4月1日付けで採用します。
 - ② 採用候補者 令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に欠員などが生じ、補充することが必要であるときに限り採用します。
- (2) 採用候補者名簿の有効期間は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までです。
- (3) 最終合格者のうち、卒業見込みの人が令和2年3月末日までに卒業できなかった場合、及び免許又は資格取得見込みの人が所定の時期までにこれを取得できなかった場合は、その時点で採用候補者名簿（採用予定者、採用候補者）から抹消します。
- (4) 本市では、採用試験（合格者決定）を適正に行うため、民間有識者で構成される「大和高田市職員採用試験検討・監理委員会」を設置しています。

6. 給与について

- ・ 平成31年4月1日現在の初任給月額、大卒180,700円、短大卒161,300円、高校卒148,600円で、他に地域手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等がそれぞれの条件に応じて支給されます。
ただし、現在、市の財政健全化に資することを目的として、一部手当については減額措置を講じています。
- ・ 初任給は、採用前の経歴などに応じて加算されることがあります。
- ・ 全ての職種の給料は、行政職給料表を適用します。

7. その他

- ・ 申込書の記載事項及び提出書類に不備がある場合は、補正を求めるためお返すことがあります。これによる提出期限の延長は行いませんので、余裕をもって申込みをしてください。
- ・ 受験資格がないこと及び申込書の記載事項が正しくないことが判明した場合には、合格を取り消すことがあります。
- ・ この試験に関する提出書類は、一切お返しいたしません。取得した個人情報については、今回の職員採用試験の実施のために用い、それ以外の目的には使用しません。また、大和高田市個人情報保護条例に基づき、適正に管理します。

試験についての問い合わせ先

〒635-8511 大和高田市大字大中100番地1
 大和高田市役所 企画政策部人事課内
 「大和高田市職員採用試験委員会」
 TEL 0745-22-1101 (内線214)

試験内容などの詳細は、大和高田市役所3階人事課にて配布しています。また、大和高田市ホームページ (<http://www.city.yamatotakada.nara.jp>) でも掲載しています。

公告第93号

大和高田市営住宅条例(平成9年条例第34号)第4条第1項の規定により市営住宅の入居者を公募するので、同条第2項の規定により、次のとおり公告する。

令和元年12月2日

大和高田市長 堀内 大造

1 市営住宅の名称等

名称(団地名)	所在地	規格	戸数	家賃 (円)
礒野	礒野北町14番2-203号	3K	1	① 10,200 ② 11,800 ③ 13,500 ④ 15,300 ⑤ 17,500 ⑥ 20,100
礒野	礒野北町14番2-403号	3K	1	① 10,000 ② 11,600 ③ 13,200 ④ 14,900 ⑤ 17,100 ⑥ 19,700
西坊城	大字西坊城322番地2(401号室)	3DK	1	① 21,700 ② 25,100 ③ 28,700 ④ 32,300 ⑤ 37,000 ⑥ 42,700
西坊城	大字西坊城322番地2(402号室)	3DK	1	① 21,700 ② 25,100 ③ 28,700 ④ 32,300 ⑤ 37,000 ⑥ 42,700
サンライズ	材木町6番27-310号	3LDK	1	① 26,000 ② 30,000 ③ 34,400 ④ 38,700 ⑤ 44,300 ⑥ 51,100
サンシャイン	大字市場540番地1(104号室)	3LDK	1	① 26,300 ② 30,400 ③ 34,800 ④ 39,200 ⑤ 44,800 ⑥ 51,700
サンシャイン	大字市場540番地1(106号室)	3LDK	1	① 26,300 ② 30,400 ③ 34,800 ④ 39,200 ⑤ 44,800 ⑥ 51,700

備考

- 礒野団地の全ての住宅において、単身者(資格2(2)のア~コのいずれかに該当する者)での入居が可能です。
- 西坊城団地、サンライズ団地及びサンシャイン団地においては、上記の表に掲げる家賃とは別に、駐車場使用料(月額2,000円)が必要です。
- 家賃は、次のとおりとします。
 - ア 一般世帯の場合は、所得に応じ、上記の表の①~④の4段階のうちのいずれか
 - イ 高齢者世帯又は障害者世帯(裁量階層世帯)の場合は、所得に応じ、上記の表の①~⑥の6段階のうちのいずれか

2 入居者資格

市営住宅の入居を申し込むには、申込時に次の(1)から(6)までの条件を具備していること。

(1) 公募の日(令和2年1月10日)において、3か月以上大和高田市内に居住し、又は勤務している者であること。

(2) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者又は指定入居日から3か月以内に入籍予定の婚姻の予約者を含む。以下同じ。)があること。ただし、次のいずれかに該当する者(身体上又は精神上著しい障害があるため常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難であると認められる者を除く。)にあつては、この限りでない。

ア 申込日時点の満年齢が60歳以上の者

イ 身体障害者手帳の交付を受けている者(障害の程度が1級から4級まで)

ウ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者(障害の程度が1級から3級まで)

エ 療育手帳の交付を受けている者(障害の程度がウと同程度)

オ 戦傷病者手帳の交付を受けている者(障害の程度が恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表の2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表の3の第1款症であること。)

カ 厚生労働大臣の認定を受けている原子爆弾被爆者

キ 生活保護を受けている者

ク 海外からの引揚者(引き揚げた日から5年以内の者)

ケ ハンセン病療養所入所者等

コ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号。以下「法」という。)第1条第2項に規定する被害者で次のいずれかに該当するもの

(ア) 法第3条第3項第3号の規定による一時保護又は法第5条の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者

(イ) 法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの

(3) 公営住宅法(昭和26年法律第193号)第23条の規定による収入(月額)が15万8千円以下であること。ただし、次のいずれかに該当する場合については21万4千円以下まで認められます。

ア 申込者又は同居予定者に次のいずれかに該当する者がある場合

(ア) 次のいずれかに該当する者

㊦ 身体障害者手帳の交付を受けている者(障害の程度が1級から4級まで)

㊧ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者(障害の程度が1級又は2級)

㊨ 療育手帳の交付を受けている者(障害の程度が㊦と同程度)

(イ) 戦傷病者手帳の交付を受けている者(障害の程度が恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表の2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表の3の第1款症であること。)

(ウ) 次のいずれかに該当する者

㊩ 厚生労働大臣の認定を受けている原子爆弾被爆者

㊪ 海外からの引揚者(引き揚げた日から5年以内の者)

㊫ ハンセン病療養所入所者等

イ 申込者が満60歳以上の者であり、かつ、同居予定者のいずれもが満60歳以上又は満18歳未満の者である場合

ウ 同居予定者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

- (4) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (5) 市税等を滞納していない者であること。
- (6) 入居予定者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員でないこと。

3 募集案内・申込書の配布期間及び配布場所

- (1) 配布期間 令和2年1月10日(金)から同月24日(金)まで(土、日及び祝祭日を除く。)
- (2) 配布場所 大和高田市役所 環境建設部営繕住宅課

4 申込書受付期間及び受付場所

- (1) 受付期間 令和2年1月10日(金)から同月24日(金)まで(土、日及び祝祭日を除く。)
- (2) 受付場所 大和高田市役所 環境建設部営繕住宅課

5 申込方法及び受付について

- (1) 市営住宅入居申込書に必要事項を記入し、市税等納付状況等調査及び暴力団員調査同意書を添付の上、持参してください。(郵送による申込みはできません。)
- (2) 申込みは、1世帯につき1住宅に限ります。
- (3) 申込書及びその他の提出書類は、一切返却しません。
- (4) 税情報は同意の上、他公共料金等は同意により調査を実施し、市税等に滞納が無い場合等に受付番号(公開抽選番号)を付した通知書を送付します。

6 選考方法の概略

公募している市営住宅の1戸に対して複数の申込者がある場合は、当選者及び補欠当選者2名を決定するため、次に掲げる日時及び場所で公開抽選を行います。(公募している市営住宅の1戸に対して申込者が1名の場合は、当該申込者が当選者となります。)

- (1) 公開抽選の日時 令和2年1月31日(金) 午後2時から
- (2) 公開抽選の場所 大和高田市役所 3階東会議室

7 入居資格審査と入居予定者の決定

- (1) 入居資格審査を行うため、営繕住宅課から当選者に対して、入居手続通知書により必要な書類の提出について案内します。
- (2) 当選者の入居資格審査は、営繕住宅課で行いますので、指定された日に(1)で案内した書類を持参してください。
- (3) (2)で提出された書類を確認するため、実態調査を行います。
- (4) (3)の実態調査の結果、市営住宅入居申込書及び(2)で提出された書類の記載事項が事実と相違していた当選者は、失格となります。この場合、補欠順位の若い補欠当選者が繰上がりで当該住宅の当選者となり、入居資格審査を行います。
- (5) 必要な書類が提出されず入居資格審査を行えない当選者は、失格となります。この場合、補欠順位の若い補欠当選者が繰上がりで当該住宅の当選者となり、入居資格審査を行います。
- (6) 当選者が入居資格審査に合格して初めて、入居予定者となります。なお、入居資格を満たしていない場合は、不承認通知書を送付します。
- (7) (4)又は(5)において繰り上がる補欠当選者がいない場合は、再度、入居者募集を行い

ます。

8 入居手続

- (1) 入居予定者に対して市営住宅入居承認書を郵送します。ただし、入居予定者が婚姻の予約者の場合は、原則として入籍の確認後に入居手続を行います。
- (2) 入居手続日(鍵渡しの日)には、次に掲げる書類等が必要です。
 - ア 入居予定者の実印及び印鑑登録証明書
 - イ 連帯保証人の住民票抄本、印鑑登録証明書及び市町村税務関係課発行の直近の所得証明書(所得証明書については、現に入居予定者と同居している連帯保証人は提出不要です。)
 - ウ その他市長が必要とする書類
- (3) 入居手続の日時及び場所については、(1)の市営住宅入居承認書で通知します。
- (4) 入居を辞退する場合は、入居予定者が書面により辞退届を提出してください。

9 入居可能日、家賃の支払方法その他必要な事項については、入居手続時に説明します。

教育委員会

教育委員会告示第17号

大和高田市教育委員会11月定例委員会を次のとおり招集する。

令和元年11月12日

大和高田市教育委員会教育長 梶木 義敏

- 1 日時
令和元年11月18日(月) 午前9時30分
- 2 場所
市役所4階 委員会室
- 3 議案
第1号 後援願いについて
第2号 その他

選挙管理委員会

選挙管理委員会告示第76号

大和高田市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和元年11月7日

大和高田市選挙管理委員会委員長 松村 恵由

- 1 日時
令和元年11月14日(木) 午前9時00分
- 2 場所
大和高田市大字大中100番地1
大和高田市役所 3階 中央会議室
- 3 議案
第1号 公職選挙法第28条第1号、第2号及び第3号の規定による抹消について
第2号 その他

選挙管理委員会告示第77号

大和高田市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和元年11月25日

大和高田市選挙管理委員会委員長 松村 恵由

1 日時

令和元年12月2日(月) 午前9時00分

2 場所

大和高田市大字大中100番地1
大和高田市役所 3階 西会議室

3 議案

- 第1号 公職選挙法第28条第1号、第2号及び第3号の規定による抹消について
- 第2号 選挙人名簿の定時登録について
- 第3号 選挙人名簿抄本閲覧状況の公表について
- 第4号 その他

農業委員会

農業委員会告示第10号

大和高田市農業委員会11月定例委員会を次のとおり招集する。

令和元年10月28日

大和高田市農業委員会会長 今村 平治郎

1 日時

令和元年11月8日(金曜日) 午後2時

2 場所

大和高田市役所 3階 東会議室

3 議案

- 議第1号 農地法第3条第1項について申請の件
- 議第2号 農地法第18条第6号について通知の件
- 議第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項規定による農用地利用集積計画について
- 議第4号 その他

公営企業

上下水道事業告示第14号

大和高田市水道事業指定給水装置工事事業者規程(平成10年企業管理規程第2号)第5条の規定により、次の者を大和高田市水道事業指定給水装置工事事業者に指定したので、同規程第10条第1号の規定により告示する。

令和元年11月1日

(大和高田市上下水道事業管理者)

大和高田市長 堀内 大造

1 事業者名
櫻本設備

2 代表者名
櫻本 浩充

3 所在地
奈良県五條市田園4丁目9-2

上下水道事業告示第15号

大和高田市水道事業指定給水装置工事事業者規程(平成10年企業管理規程第2号)第5条の規定により、次の者を大和高田市水道事業指定給水装置工事事業者に指定したので、同規程第10条第1号の規定により告示する。

令和元年12月2日

(大和高田市上下水道事業管理者)

大和高田市長 堀内 大造

1 事業者名	2 代表者名	3 所在地
(株)菊池設備	菊池 正嗣	奈良県奈良市神殿町49-2

上下水道事業公告第50号

入 札 公 告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

令和元年11月29日

(大和高田市上下水道事業管理者)

大和高田市長 堀内 大造

1 工事名	高6枝南陽町地内管渠工事(15)・給配水管移設工事(G15)
2 工事場所	大和高田市 南陽町 地内
3 工事期間	契約締結日から令和2年3月23日(月)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。 (1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の土木一式工事に登録している者であること。 (2) 令和元年度大和高田市格付け等級がB級の者であること。 (3) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。(ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。) (6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。 (7) (4)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。
6 競争入札参加資格確認の申請	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。 (1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。

	<p>(2) 必要書類として、5(7)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。(申請書に受付印を押印し、その写しをお渡しします。)</p> <p>(4) 受付期間 令和元年12月2日(月)から令和元年12月6日(金)まで。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大東町5番22号 大和高田市上下水道事業庁舎3階 上下水道部下水道課</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 令和元年12月9日(月)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
<p>8 入札説明書(仕様書)の閲覧等</p>	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 令和元年12月2日(月)から令和元年12月11日(水)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大東町5番22号 大和高田市上下水道事業庁舎3階 上下水道部下水道課</p>
<p>9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答</p>	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。(質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。)</p> <p>(1) 受付期限 令和元年12月19日(木)午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市上下水道事業庁舎 上下水道部下水道課 FAX 0745-52-1295</p> <p>(3) 回答期限 令和元年12月20日(金)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
<p>10 入札書の提出方法</p>	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 令和元年12月24日(火)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先</p>

	<p>〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室 (3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
1 1 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。</p>
1 2 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
1 3 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 令和元年12月25日(水) 午前9時20分 (2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣) 2階 会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日大和高田市ホームページで公表します。</p>
1 4 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
1 5 落札者の決定	<p>落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。</p>
1 6 契約保証金	<p>免除します。</p>
1 7 最低制限比較価格	<p>¥36,080,000-(消費税等抜き)</p>
1 8 前金払	<p>大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。</p>
1 9 部分払	<p>大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。</p>
2 0 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。</p>

上下水道事業公告第51号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

令和元年11月29日

(大和高田市上下水道事業管理者)

大和高田市長 堀内 大造	
1 工事名	高6枝中三倉堂2丁目地内管渠工事(58)・給配水管移設工事(G58)
2 工事場所	大和高田市 中三倉堂2丁目 地内
3 工事期間	契約締結日から令和2年3月23日(月)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。</p> <p>(1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の土木一式工事に登録している者であること。</p> <p>(2) 令和元年度大和高田市格付け等級がC級の者であること。</p> <p>(3) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。(ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。)</p> <p>(6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(7) (4)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p> <p>(8) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中(落札した時点から竣工検査に合格するまで)の者でないこと。</p> <p>(9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5(7)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。(申請書に受付印を押印し、その写しをお渡しします。)</p> <p>(4) 受付期間 令和元年12月2日(月)から令和元年12月6日(金)まで。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大東町5番22号</p>

	大和高田市上下水道事業庁舎3階 上下水道部下水道課
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 令和元年12月9日(月)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
8 入札説明書(仕様書)の閲覧等	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 令和元年12月2日(月)から令和元年12月11日(水)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大東町5番22号 大和高田市上下水道事業庁舎3階 上下水道部下水道課</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。(質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。)</p> <p>(1) 受付期限 令和元年12月19日(木)午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市上下水道事業庁舎 上下水道部下水道課 FAX 0745-52-1295</p> <p>(3) 回答期限 令和元年12月20日(金)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 令和元年12月24日(火)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとな</p>

	ります。
13 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 令和元年12月25日(水) 午前9時40分 (2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣) 2階 会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日大和高田市ホームページで公表します。
14 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制限比較価格	¥21,080,000-(消費税等抜き)
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。

令和元年10月10日付け大和高田市公報第369号(正誤)

頁	行	誤	正
23	20	テム利用決定通知書(様式第4号)又は緊急通報システム利用却下通知書(様式第5号)	テム事業利用決定通知書(様式第4号)又は緊急通報システム事業利用却下通知書(様式第5号)
23	23	緊急通報システム利用申請書	緊急通報システム事業利用申請書
23	40	漏れ落ち	(事業の内容)
24	15	緊急通報システム利用解除通知書	緊急通報システム事業利用解除通知書
25	43	緊急通報システムの利用	緊急通報システム事業の利用
27	8	取り扱い	取扱い
28	10	様式第5号(第5条関係)	様式第5号(第6条関係)